

森林の立木を伐採するときには届出が必要です

出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。

これら森林の持っている多面的な機能を高度に發揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

(地域森林計画の対象森林)

保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

①自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所



1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権原を有する方となります。

①自分で、あるいは請負によつて伐採する場合は、森林所

森林の立木を伐採するときには届出が必要です

出制度とは

森林は、林産物の供給、水

源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵

をもたらしています。

これら森林の持っている多面的な機能を高度に發揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

(地域森林計画の対象森林)

保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

①自分で、あるいは請負によつて伐採する場合は、森林所

有者

する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間及び届出先

伐採を始める90日から30日

前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

所定の届出様式があります

ので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課 (吾北総合支所内)

■867-12322

産業経済課 (吾北総合支所内)

■869-12115

本川総合支所産業建設課

■869-12115

森林の土地の所有者届出制度のお知らせ

個人・法人を問わず、平成

24年4月1日以後に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも、平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立了場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

所定の届出様式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

所定の届出様式があります

ので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課 (吾北総合支所内)

■867-12322

産業経済課 (吾北総合支所内)

■869-12115

本川総合支所産業建設課

■869-12115

所定の届出様式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

個人・法人を問わず、平成

24年4月1日以後に売買や相

続などで森林の土地を新たに取

得した方は、面積にかかわ

らず届出をしなければなりま

せん。また、平成24年4月1

日以前に森林の土地を取得し

た場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基

づく土地売買契約の届出をし

ている方は対象外です。

所定の届出様式があります

ので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課 (吾北総合支所内)

■867-12322

産業経済課 (吾北総合支所内)

■869-12115

本川総合支所産業建設課

■869-12115

所定の届出様式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

個人・法人を問わず、平成

24年4月1日以後に売買や相

続などで森林の土地を新たに取

得した方は、面積にかかわ

らず届出をしなければなりま

せん。また、平成24年4月1

日以前に森林の土地を取得し

た場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基

づく土地売買契約の届出をし

ている方は対象外です。

所定の届出様式があります

ので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課 (吾北総合支所内)

■867-12322

産業経済課 (吾北総合支所内)

■869-12115

本川総合支所産業建設課

■869-12115

所定の届出様式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

個人・法人を問わず、平成

24年4月1日以後に売買や相

続などで森林の土地を新たに取

得した方は、面積にかかわ

らず届出をしなければなりま

せん。また、平成24年4月1

日以前に森林の土地を取得し

た場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基

づく土地売買契約の届出をし

ている方は対象外です。

所定の届出様式があります

ので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課 (吾北総合支所内)

■867-12322

産業経済課 (吾北総合支所内)

■869-12115

本川総合支所産業建設課

■869-12115

所定の届出様式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

個人・法人を問わず、平成

24年4月1日以後に売買や相

続などで森林の土地を新たに取

得した方は、面積にかかわ

らず届出をしなければなりま

せん。また、平成24年4月1

日以前に森林の土地を取得し

た場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基

づく土地売買契約の届出をし

ている方は対象外です。

所定の届出様式があります

ので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課 (吾北総合支所内)

■867-12322

産業経済課 (吾北総合支所内)

■869-12115

本川総合支所産業建設課

■869-12115

相談先	高知県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	警察
対象	DV被害に苦しんでいる方(男女不問)	女性、男性	DV・ストーカーに関する相談
電話番号 相談時間など	833-0783 平日 9:00~22:00 土・日・祝日 9:00~20:00 (年末年始を除く。)	女性向け 873-9555 毎日 9:00~17:00 (※第2水曜日・祝日・年末年始を除く。) 男性向け(予約制) 873-9100 第1・3火曜日、第4水曜日 18:00~20:00	近くの警察署又は県警本部県民支援相談課(#9110又は823-9110) 夜間・休日は、当直員対応緊急の場合は、110番へ